

**<目次>**

- 東京都 第6回消費者団体訴訟制度連絡会が開催されました。
- 情報通信法に係るパブリックコメントを提出
- ソフトバンクモバイルとの親権者同意に関する協議の経過
- 夏期休暇のお知らせ

**東京都 第6回消費者団体訴訟制度連絡会が開催されました。****<消費者団体訴訟制度連絡会とは>**

東京都の呼びかけで半年に1回のペースで、消費者団体訴訟制度連絡会が開催されています。参加者は、都内に事務所を置く適格消費者団体2団体（全国消費生活相談員協会と消費者機構日本）、区市町村の代表という趣旨で立川市と世田谷区からそれぞれ消費者行政担当、ならびに東京都消費生活部と消費生活総合センターという構成です。また、各回とも内閣府国民生活局消費者団体訴訟室からオブザーバー参加があります。

**<第6回消費者団体訴訟制度連絡会の概要>**

第6回の連絡会は、7月30日に都庁で開催されました。

冒頭、内閣府より国民生活局長の私的研究会として開催している「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）」の趣旨について説明がありました。同研究会は、この間10回開催されており、8月までにはいったんのとりのまとめを行う予定であること。まもなく発足する消費者委員会の下での制度検討に引き継いでいく予定であることが報告されました。（同研究会の資料と議事概要は、内閣府国民生活局のホームページに掲載されています。）

続いて、適格消費者団体2団体から、それぞれ前回の連絡会（2008年12月）以後の活動状況を報告。消費者機構日本からは、この間、対外的に公表した裁判外の差止請求事案5件について、その概要を報告しました。その報告の中では、消費者契約法40条にもとづく情報提供を有効に活用していること、さらに、消費生活相談を一次的に受付けている消費生活センターに、契約書等の具体的な情報提供の協力を得ていることを紹介しました。また、全国消費生活相談員協会からは、現在事業者との協議を行っている2件について、その概要が報告されました。

東京都からは、「国の施策等への提案要求」「家賃保証をめぐる消費者トラブルの防止」「最近の行政処分の実績と事例」「行政処分協力者支援制度の創設」「東京都被害救済委員会の報告」「相談担当職員研修への適格消費者団体の参加状況」「平成20年度消費生活相談概要」「土曜相談の実績」について、それぞれ報告がありました。

意見交換の中では、消費生活センターの窓口で、相談に来訪した消費者に消費者団体訴訟制度や適格消費者団体を紹介していただくよう当方よりお願いしたところ、前向きに検討いただけることとなりました。

**「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」  
に関する意見を提出しました！！**

日本の通信・放送は電波法、電気通信事業法、放送法など多くの法律により規制されています。しかし、情報通信分野の技術革新が進み、携帯電話でワンセグ放送が受信可能となるなど通信と放送の融合が進展し、現行の法体系が実態にそぐわなくなってきました。

この現状を鑑み、総務省では現在の通信・放送法制を「情報通信法（仮称）」として一本化すべく制度の抜本的な見直しを報告書としてまとめ、情報通信審議会へ諮問を行い、同審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する委員会」では「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」を作成、同答申(案)に対し広く意見募集していました。

当機構では同答申(案)の「利用者利益の保護・向上のための規律」分野について、通信・放送分野における昨今の消費者トラブルの実状をふまえ、以下の点を今後検討するよう要請しました。

**～～消費者機構日本の意見の概要～～**

1. 「情報通信法（仮称）が適用となる事業者に対し、現行の電気通信事業法以上の情報提供義務を定め、利用者（消費者）向けの情報提供義務の差異の解消をはかるとともに、重要な事項の不実告知・不告知について民事的効果を持たせること」を求めました。

<理由> 情報通信分野においては、携帯電話の料金体系やアナログ放送から地上デジタル放送の移行手続きが複雑だったり、事業者と消費者の情報力の格差は大きいと思われます。そのため、事業者の情報提供義務は高い水準で法定される必要があります。事業者が説明義務を果たさず、消費者が誤認契約してしまった場合は救済されるよう、重要事項の不実告知・不告知に関しては、契約の取消しや損害賠償を民事的効果として定める必要があると思います。

2. 「情報通信法（仮称）が適用となる役務の契約にあたって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売といった販売方法をとる場合には、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルールを導入すること」を求めました。

<理由> 先般、特定商取引法が改正され指定商品・指定役務制度が撤廃されましたが、総務省管轄からは、消費者の利益を保護することができると認められた電気通信事業法、有線テレビジョン放送等の4法律の役務は適用除外となりました。しかし、固定電話や光回線、ケーブルテレビ等の契約は訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが散見されます。情報通信法（仮称）の具体化にあたっては、役務の販売類型が訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売の場合は、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルール（クーリング・オフ、取消権、中途解約時の損害賠償請求の制限等）の導入が必要です。

上記のほか、「3. 情報通信分野の裁判外紛争解決手続（ADR）機関の設置」を求めました。本パブリックコメントの全文については、近日中にホームページに掲載予定です。

## ソフトバンクモバイルとの親権者同意に関する協議の経過

### <申入れの趣旨>

消費者機構日本では、2008年10月にソフトバンクモバイルに対して、未成年者が契約する場合に親権者が提出する「同意書」について、次の2点を申し入れました。

1. 初度の契約時に包括的に親権者等の同意を得る内容となっているが、契約変更する内容が契約者本人にとって不利益になる可能性がある場合は、個別契約変更ごとに親権者等の同意を得るよう是正すること。
2. 未成年者が同社の契約における「同意書」の「尚書き」の削除  
「尚書き」（削除を求める箇所）

尚、乙（親権者又は未成年者後見人）は、甲（未成年者又は未成年者被後見人）による上記契約の締結後、甲の承諾を得ずにこれらの甲名義の契約に関する各種変更について手続きを行なうことはできないことを了承しました。

### <事業者からの回答>

当機構からの申入れに対し、同社から、尚書きについては、2009年8月または9月以降のカタログより削除する旨の回答がありました。一方、包括同意に関しては、親権者みずからが契約者となる選択もとりうるものであり、未成年者を契約者として契約を締結し契約内容の変更を当該未成年者に許容する選択をしたのだから是正の必要を認めない趣旨の回答でした。

### <今後の対応>

当機構としては、「尚書き」の削除は評価しますが、「包括同意」にかんしては、未成年者に不利となる契約変更も親権者の同意なしに行なわれる事が考えられるなど、問題があり是正が必要であると考えます。未成年者等を含む制限行為能力者等が主体となる取引において民法は、未成年者等が、各契約がどのような意味をもっているか（契約内容の認識）、その契約が未成年者等にとって有利であるか不利であるか（契約上の効果）等の判断を成年者のように適切に判断することが期待できないとして、法定代理人の同意を要件として未成年者（取引における制限行為能力者）を保護しています。

したがって、このような未成年者を保護する目的に反する場合がある包括的同意書は、ケースによっては、民法第5条1項の同意としての効力を持たないため、同条項の同意のない法律行為として取り消すことができます。また、強行規定に反する合意は、民法第90条の公序良俗違反になり無効になると考えられます。

ただし、当該事業者は、2009年9月のカタログでは、同意書の文言の是正をはかるとも回答しており、その内容を確認した上で、あらためて当機構の対応を検討してまいります。

## 夏期休暇のお知らせ

主婦会館プラザエフが休館となる下記期日にあわせ、消費者機構日本の事務局も夏期休暇とさせていただきます。ご了承くださいませようお願いします。

**休暇期間 8月13日（木）～16日（日）**